

大阪市水道事業管理規程第21号

大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（節名を含む。以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
目次	目次
〔第1章・第2章 略〕	〔第1章・第2章 同左〕
第3章 契約の履行	第3章 契約の履行（第39条―第47条）
第1節 契約者の権利義務の譲渡等の制限（第39条）	
第2節 監督及び検査（第39条の2―第42条）	
第3節 契約に係る給付の実施等（第43条―第47条）	
〔第4章・第5章 略〕	〔第4章・第5章 同左〕
附則	附則
<u>（趣旨）</u>	<u>（目的）</u>
<u>第1条 大阪市水道局（以下「局」という。）の売買、貸借、請負その他の契約に関しては、法令に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。</u> （契約締結の請求）	<u>第1条</u> この規程は、別に定めのあるもののほか、大阪市水道局（以下「局」という。）の売買、貸借、請負その他の契約の締結について定めることを目的とする。 （契約締結の請求）
第2条 課長等（課長、場長、所長及び担当課長をいう。以下同じ。）は、 <u>契約（局長が定</u>	第2条 課長等（課長、場長、所長及び担当課長をいう。以下同じ。）は、 <u>契約</u> を締結する

める契約を除く。)を締結する必要があるときは、<u>総務部管財課長</u>（以下「<u>管財課長</u>」という。）に<u>契約の締結を請求しなければならない</u>。 2 前項の規定による<u>請求は、次に定めるところにより行うものとする。</u> [(1)～(5) 略] [3 略] (<u>契約締結の通知等</u>) 第33条 管財課長は、<u>第2条第1項の規定による請求に係る契約を締結したときは、契約通知書により、速やかに、その旨を当該請求をした課長等（以下「<u>請求課長等</u>」という。）に通知するものとする。</u> 2 <u>課長等は、前項による通知を受けたとき又は第2条第1項に規定する局長が定める契約で本市の債権の発生若しくは支出の原因となるものを締結したときは、速やかに、契約金額、契約の相手方及び契約の締結日を総務部経理課長に通知するものとする。</u> 第1節 契約者の権利義務の譲渡等の制限 (<u>契約者の権利義務の譲渡等の制限</u>) 第39条 [略] 2 <u>工事又は製造その他についての請負契約の契約者は、契約の目的物又は検査済材料を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、局長の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</u> <u>第2節 監督及び検査</u>	必要があるときは、<u>管財課長</u>に<u>契約の締結を請求しなければならない</u>。ただし、別に定めるものを除く。 2 前項の規定による<u>請求については、次の各号によるものとする。</u> [(1)～(5) 同左] [3 同左] (<u>契約締結の通知</u>) 第33条 管財課長は、<u>契約を締結したときは、契約通知書により、速やかに、当該契約の締結を請求した課長等（以下「<u>請求課長等</u>」という。）及び経理課長に通知するものとする。</u> [新設] (<u>権利の譲渡等の制限</u>) 第39条 [同左] 2 <u>請負の契約者は、契約の目的物又は検査済材料を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、局長の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</u> [節名を加える]
--	---

(監督及び検査を行う職員)

第39条の2 地方自治法（昭和22年法律第67 [新設]

号）第234条の2第1項の規定による監督
（以下この節において「監督」という。）を
行う職員（以下この節において「監督職員」
という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ
当該各号に定める課長等とする。

(1) 第2条第1項の規定による請求に係る
工事の請負契約及び同項に規定する局長
が定める契約に係る監督 当該契約によ
り受ける給付に係る事務を所管する課長
等（次項において「事務主管課長等」とい
う。）

(2) 工事の請負契約を除く第2条第1項の
規定による請求に係る契約に係る監督
請求課長等

2 地方自治法第234条の2第1項の規定に
よる検査（以下この節において「検査」とい
う。）を行う職員（以下この節において「検
査職員」という。）は、次の各号に掲げる区
分に応じ当該各号に定める課長等とする。

(1) 次に掲げる契約に係る検査 工務部技
術監理担当課長（第6項において「技術
監理担当課長」という。）

ア 契約金額が1,000,000円を超える土
木施設に係る工事の請負契約

イ 土木施設に係る工事の設計及び監理
業務の委託契約

(2) 次に掲げる契約に係る検査 工務部設
備課長（第6項において「設備課長」とい
う。）

ア 契約金額が1,000,000円を超える建築物並びに電気設備、通信設備及び機械設備に係る工事の請負契約

イ 建築物並びに電気設備、通信設備及び機械設備に係る工事の設計及び監理業務の委託契約

(3) 前2号に規定する契約を除く第2条第1項の規定による請求に係る契約に係る検査 請求課長等

(4) 第2条第1項に規定する局長が定める契約に係る検査 事務主管課長等

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認をするため必要な検査（第6項及び第40条の2第1項において「部分払いに係る検査」という。）に係る検査職員は、請求課長等とする。

4 局長は、監督職員若しくは検査職員（以下この項及び次項並びに第40条の3第1項において「監督職員等」という。）に事故があるとき又は監督職員等が欠けたときは、速やかに監督職員等を指定しなければならない。

5 監督職員等は、自ら又は自らが所属する課又は事業所（前項の規定により監督職員等に指定された課長等が第1項から第3項までの規定による監督職員等である課長等が所属する課又は事業所以外の課又は事業所に所属する場合にあつては第1項から第

3項までの規定による監督職員等が所属する課又は事業所）に所属する職員を補助者に命じて、監督及び検査を行うものとする。

6 検査職員は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる検査については、局長が定めるところにより、その一部を当該各号に定める職員を補助者に命じて行うものとする。

(1) 工事の請負契約に係る部分払いに係る検査 技術監理担当課長及び工務部土木施設課に所属する職員又は設備課長及び工務部設備課に所属する職員

(2) 工事の請負契約に係る完成検査（工事の請負契約に係る検査のうち部分払いに係る検査以外のものをいう。第40条の2第1項及び第43条第1項において同じ。）
管財課長及び総務部管財課に所属する職員

7 検査職員から検査を命ぜられた補助者の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員から監督を命ぜられた補助者の職務と兼ねることができない。

（監督の方法等）

第39条の3 監督は、立会い及び指示の方法 [新設]
によるほか、請負契約に係るものについては、必要に応じて、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 当該請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該請負契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査

して承認すること

(2) 当該請負契約の履行について、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等を実施し、契約の相手方に必要な指示をすること

2 監督職員及び監督職員から監督を命ぜられた補助者は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

(監督職員による報告)

第39条の4 監督職員は、局長の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

[新設]

(検査の方法)

第39条の5 請負契約に係る検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。）に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督職員又は監督職員から監督を命ぜられた補助者の立会いを求め、当該請負契約により本市が受けるべき給付の内容について行うものとする。

[新設]

2 請負契約以外の契約に係る検査は、契約書その他の関係書類に基づき、当該契約により本市が受けるべき給付の内容及び数量について行うものとする。

3 前2項に定めるほか、検査職員が必要が

あると認めるときは、破壊若しくは分解又は試験により検査を行うものとする。

(契約者等による検査の立会い)

第40条 検査を行うべき契約の契約者又はその代理人は、検査職員又は検査職員から検査を命ぜられた補助者が行う検査に立ち会わなければならない。

2 検査を行うべき契約の契約者又はその代理人が、正当な理由がなく前項に規定する検査に立ち会わないときは、当該契約者は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査調書等)

第40条の2 検査職員は、完成検査若しくは完納検査（工事以外の請負契約、不動産以外の物件の買入れその他の契約（第2条第1項に規定する局長が定める契約を除く。）に係る検査のうち部分払いに係る検査以外のものをいう。第43条第1項において同じ。）又は部分払いに係る検査を完了したときは、検査調書を作成し局長に提出しなければならない。この場合において、検査に係る契約が契約金額が1,000,000円を超える工事の請負契約であるときは、完成検査に係る検査調書に事業請負成績調書を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額が400,000円以下の契約に係る検査で局長が定めるものについては、検査調書の作成を

(検査の立会い)

第40条 契約者又はその代理人は、局が行なう請負又は買入れその他の給付の完了の確認（給付の完了前に代価の支払いを要する場合において行なう確認を含む。）のための検査（以下「検査」という。）に立会わなければならない。

[新設]

[新設]

省略することができる。ただし、検査を行
った結果、その給付が当該契約の内容に適
合しないものであるときは、この限りでな
い。

3 検査職員は、検査を行った結果、その給
付が当該契約の内容に適合しないものであ
るときは、その旨及び本市がとるべき措置
についての意見を検査調書に記載しなけれ
ばならない。

4 検査調書を作成すべき場合においては、
当該検査調書に基づかなければ、当該検査
に係る契約の代金の支払をすることができ
ない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確
認)

第40条の3 地方自治法施行令第167条の15
第4項の規定により職員以外の者に委託し
て監督又は検査を行わせたときは、監督職
員等は、当該監督又は検査の結果を確認し、
当該確認の結果を記載した書面を作成しな
ければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の
書面に基づかなければ支払をすることがで
きない。

(減価採用)

第41条 検査を行った結果給付の目的物又は
第43条の2に規定する指定部分に僅少の不
備な点がある場合において、その使用上重
大な支障がないと認められ、かつ、期限そ
の他の条件から交換、手直し等が困難であ
ると認められるときは、契約者に支払うべ

[新設]

(減価採用)

第41条 給付の目的物に僅少の不備な点があ
る場合で、その使用上重大な支障がないと
認められ、かつ、期限その他の条件から交
換、手直し等が困難と認められるときは、
相当の価額を減価のうえ、これを採用する
ことがある。

<u>き代金から相当の価額を減じた上で、当該給付の目的物を採用することがある。</u> 2 債務の履行を遅延した場合において<u>前項の規定により同項に規定する給付の目的物を採用したときは、第46条の規定による延滞違約金は同項の規定による減額後の価格により算定する。</u> (検査における不合格) 第42条 検査の<u>結果</u>不合格と判定されたときは、<u>契約者は、遅滞なく自己の費用をもつて取り壊し、撤去、取替え又は補修その他必要な措置を講じなければならない。</u> [削る]	2 債務の履行を遅延した場合において、<u>前項の規定によりその目的物を利用したときは、遅滞違約金は減額後の価格により算定する。</u> (検査における不合格) 第42条 検査の<u>結果</u>、不合格と判定されたときは、<u>契約者は自己の費用をもつて、遅滞なく、取りこわし、撤去、取替え又は補修等の必要な処置をしなければならない。</u> <u>2</u> 契約者又はその代理人が、正当な理由がなく、検査に立ち会わないときは、契約者は検査の結果について異議を申し立てることができない。
第3節 契約に係る給付の実施等 (目的物の引渡し) 第43条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあつては、完成検査に合格したときをもつて、工事以外の<u>請負契約又は物件の買入れその他の契約（第2条第1項に規定する局長が定める契約及び不動産に係る契約を除く。）</u>にあつては、引渡場所において完納検査に合格したときをもつて完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものについては、この限りでない。 [2 略] (部分引渡し) 第43条の2 契約の目的物について、局長が	(目的物の引渡し) 第43条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあつては、完成検査に合格したときをもつて、工事以外の<u>請負及び買入れの契約（不動産に係るものを除く。）</u>にあつては、引渡場所において完納検査に合格したときをもつて完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものについては、この限りでない。 [2 同左] (部分引渡し) 第43条の2 契約の目的物について、局長が

あらかじめその全部の完済又は完納に先立つて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合は、当該指定部分について、次条及び第46条の規定を準用する。この場合において次条中「契約の履行期限」とあるのは「前条に規定する指定部分の引渡期限」と、第46条中「契約金額」とあるのは「第43条の2に規定する指定部分に相応する契約金額」と読み替えるものとする。

（休日に当たる履行期限）

第44条 契約の履行期限が本市の休日に当たるときは、その翌日（当該休日が連続するときは、当該休日の直後の休日以外の日）まで期限を延長したものとみなす。ただし、契約の履行期限が年度の末日に当たるとき又は契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

（部分払い）

第45条 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対しては、その完済前又は完納前に代価の一部又は全部を支払うことがある。

2 前項の規定による支払（以下この条において「部分払い」という。）の額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他

あらかじめその全部の完済又は完納に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合は、当該指定部分について、第41条、次条及び第46条の規定を準用する。この場合において同条中「契約金額」とあるのは「指定部分に相応する契約金額」と読み替えるものとする。

（休日に当たる履行期限）

第44条 契約の履行期限が局における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が連続するときは、休日の最終日の翌日）まで期限を延長したものとみなす。ただし、履行期限が年度の末日に当たるとき又は契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

（部分払）

第45条 工事その他の請負の既済部分又は物品の既納部分に対しては、完済前又は完納前にその代価の一部又は全部を支払うことがある。

2 前項の規定による支払（以下「部分払」という。）の額は、工事その他の請負についてはその既済部分に対する代価の10分の9、物品についてはその既納部分の代価の額をこえることができない。ただし、性質上可分の工事その他の請負に係る契約については、当該既済部分に対する代価の全額まで

についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額まで支払うことがある。

3 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第3項に規定する保証事業会社の保証による前払金の支払いをした工事又は製造その他についての請負契約に係る部分払いをする場合における支払金額は、当該既済部分に対する代価に相当する額の当該請負契約の代価の全額に対する割合を前払金の額に乗じた額を前項の規定による支払金額から差し引いた額を超えることはできない。

4 局長が必要と認めるときは、部分払いの対象となる工事又は製造その他についての請負契約に係る既済部分について契約者に局を受取人とする損害保険契約をさせることができる。

(延滞違約金)

第46条 契約者の責めに帰すべき理由により契約者が、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約（不動産の売払い及び貸付けの契約を除く。）に基づく債務の履行を遅延したときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

2 前項の場合において第43条の2に規定す

支払うことがある。

3 公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社の保証による前払金の支払をした工事について部分払をするときは、当該既済部分に対する代価に相当する額の全請負代価に対する割合を前払金の額に乗じた額を前項の規定による支払金額から差し引いた額をこえることはできない。

4 局長が必要と認めるときは、部分払の対象となる工事その他の請負に係る物件について契約者に局を受取人とする損害保険契約をさせることができる。

(延滞違約金)

第46条 契約者の責めに帰すべき理由により契約者が、請負、買入れ、借入れその他の契約（不動産に係る売払及び貸付契約を除く。）に基づく債務の履行を遅延したときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

2 前項の場合において第43条の2の規定に

る指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を延滞違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

[3～5 略]

(不当な取引制限等に係る損害賠償)

第46条の2 工事若しくは製造その他につい

ての請負契約又は物件の買入れその他の契約（物件の売払い、貸付け及び不動産に関する権利の設定又は移転の契約を除く。）の契約者（以下この条において「請負等の契約者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本市に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額（特定単価契約にあつては、当該単価契約の内容に応じて通常契約の契約金額に相当するものとして局長が定める額、特定単価契約以外の単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下この条において同じ。）の100分の20に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 請負等の契約者が、当該契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁

よる指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を延滞違約金の算定にあたり契約金額から控除する。

[3～5 同左]

(不当な取引制限等に係る損害賠償)

第46条の2 請負契約又は買入れ、借入れそ

の他の契約（売払い、貸付け及び不動産に関する権利の設定又は移転の契約を除く。）の契約者（以下「請負等の契約者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、局に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額（特定単価契約にあつては、当該単価契約の内容に応じて通常契約の契約金額に相当するものとして局長が定める額、特定単価契約以外の単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下本条において同じ。）の100分の20に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 請負等の契約者が、当該契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項

止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。<u>以下この条において「納付命令」という。</u>）をいう。<u>以下この条において</u>同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。<u>以下この条において</u>同じ。） [(2)～(4) 略] [2～4 略]	に規定する納付命令（同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。<u>以下「納付命令」という。</u>）をいう。<u>以下</u>同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。<u>以下</u>同じ。） [(2)～(4) 同左] [2～4 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この規程は、令和6年12月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に行われている地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による検査に係るこの規程による改正後の大阪市水道局契約規程第39条の2第2項に規定する検査職員については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。